

令和 8 年度版



社会福祉法人 晃栄会
幼保連携型認定こども園
育実こども園



重要事項説明書



(入園の案内)



明るく 楽しく みんなで子育て



〒373-0023

群馬県太田市富若530-1番地

TEL 0276-25-1570

FAX 0276-52-8775

目 次

1.育実こども園について

- ・保育目標
- ・こども園の理念
- ・こども園の概要
- ・利用契約（園提出用）

2.こども園とは

こども園でのお願い

3.入園・登園について注意事項

4.こども園と薬

5. 育実こども園の特別保育について

- （1）早朝・延長保育事業
- （2）障害児保育事業
- （3）地域交流活動
- （4）乳児保育促進事業
- （5）一時預かり保育
- （6）病児保育事業

6. こども園への要望・苦情解決について

7.育実こども園 園歌

8.各種様式

- （1）こども園で必要な用品について
- （2）スポーツ保険について（新入園児のみ、園提出）
- （3）勤務状況届出書（土曜保育届、園提出）
- （4）学校感染症と出席停止届・治癒証明（医師署名用）登園届（保護者記入用）
園提出用
- （5）感染症の出席基準一覧（参考）
- （6）園舎概要（平面図）
- （7）登降園時カードキーの取り扱いについて

*** 別紙資料として「保育料無償化と給食費の取り扱いについて」をお付けしています。**



1. 育実こども園について

育実こども園のマークは、月桂樹の葉でかたどっております。

古代ギリシャの時代から、この枝で冠を作り、競技の勝者にあたえられております。

また、その中の育実という文字の持つ意味は、健康な体と優しい思いやりの心、そして知性の三つをそなえた立派な人間になるよう、実り豊かな保育をめざして付けられました。

当園は **社会福祉法人 晃栄会**

幼保連携型認定型のこども園 育実こども園です。

保育内容については、随時見学することができます。

教 育 保 育 目 標



**つよく
かしこく
たくましく**

(教育保育目標の説明)

つよく ……丈夫な身体、暑さ・寒さに負けない身体をつくる

かしこく… 利口な子でなく、知恵のある子。

物事をよく考えてから行う知力を養うこと、理想力が豊かである。

たくましく…心の問題何ものにもひるまない精神、苦しいこと、悲しいこと、

困ったことを乗り越えて生き抜く力を持つこと。

育実こども園の理念

育実こども園では入園した子供達を保育して、心身の発達を助ける事を目的としています。保育目標は、「つよく、かしこく、たくましく」です。この三つの言葉を柱として、健康な身体と優しい思いやりの心を育て、個々の子どもの興味や意欲を尊重し、自ら考え行動する姿勢の中で知性を磨き、心豊かな人間に育つよう育成します。子供たちを温かく受け入れ、生活の場を作ることから保育をはじめ、そしてその場で子供同士が触れ合い、ぶつかり合い、結びつくことを大切にしています。

育実こども園の特色

静かな環境と、きれいな空気、栄養豊かなおいしい給食。

沢山の公園に囲まれた楽しい園外保育。

教育・保育給付認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年太田市条例第 32 号）」に定める第 2 章「運営に関する基準」の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意くださいたいことを説明するものです。

<概要>

1 特定教育・保育を提供する法人について

法 人 名 称	社会福祉法人 晃栄会
代 表 者 氏 名	理事長 永澤敏正
法 人 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	太田市富若町530-1 育実こども園 0276-25-1570
設 立 年 月 日	昭和51年4月1日

2 特定教育・保育を提供する施設について

(1) 施設の所在地等

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 名 称	育実こども園
施 設 番 号	
施 設 所 在 地	太田市富若町530-1
連 絡 先	0276-25-1570 FAX 0276-52-8775
定 員	150名(2・3号認定児) 10名(1号認定児) 計160名

(2) 施設の運営の方針

運 営 の 方 針	育実こども園では、入園した子どもたちの、心身の発達を助けることを目的として保育目標の三つの言葉を柱に、健康な身体と優しい思いやりのところを育て個々の子どもの興味や意欲を尊重し、自ら考え行動する姿勢の中で知性を磨き、心豊かな人間に育つよう育成します。
-----------	--

(3) 1号・2号・3号認定児 開所日・開所時間等について

産休明けから、就学前までの保育をしています。

【1・2・3号認定児 共通休園日】

- ・日曜日・国民の祝日(振替日を含む)
- ・夏休みはありません。
- ・(年末・年始-----12月29日～1月3日閉所)
- ・その他こども園で必要と認めた日



3. 【1号認定児】

1号認定児(満3歳以上児)を受けた在園児を対象に実施する事業です。
教育認定時間を過ぎて、保育を希望される児童に対し実施いたします。

(1) 1号認定保育利用時間

- ・平日(教育認定)： 9時～14時
- ・ 預かり保育 ： 14時～16時30分
- ・ 延長保育 ： 16時30分～19時00分
- ・ お休み

土曜休み

お盆休み： 8月13日～16日

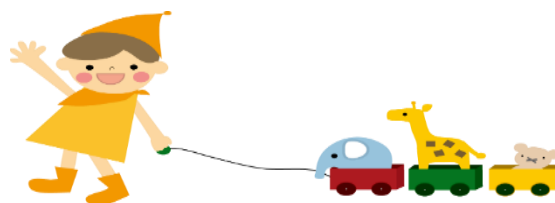
冬休み： 12月25日～1月5日 } ※予定ですが、日程変更の場合があります。

春休み： 3月21日～4月2日 }

(2) 1号認定児預かり保育料について

(利用料)・1人当たりの利用料(円/月)

	預かり保育料
平日	4,000円
長期休業中	1,000円(1日)
休日	



(参考)

	教育認定保育料	預かり保育料	給食費	おやつ代
1号認定児が9時～16時30分 まで預けた場合	無償	4,000円	6,000円 (お米代含む)	500円

※延長保育の場合は、15分50円をいただきます。

※給食費について

時間・日割り、月払いの徴収額については返金できませんのでご了承ください。

※全児童を対象に太田市給食費助成事業により、給食費月額4,400円を上限として
OTACOのCoinを太田市より支給します。(引き落とし確認後)

※ただし、一号認定が保育の必要性を申請し(別途申請が必要)太田市から認定通知を受け
た園児については預かり保育料は無償化となります。

4.【2・3号認定児（保育短時・保育標準時間）】

（1）開所時間

時間帯	区 分	月～金曜日	延長保育	土曜日	延長保育
	保育標準時間	7:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	7:00 ～ 18:00	
	保育短時間	8:30 ～ 16:30	16:30 ～ 19:00	8:30 ～ 16:30	16:30 ～ 18:00

（2）2号認定児：3歳児から5歳児クラスのこども

実費徴収されている費用

- ・給食費 6,500円/月（※2号認定児お米代900円/月、おやつ代含）
土曜保育350円/1日（おやつ代含まない）、行事費、延長保育料等）は無償化の対象外になり、これまでどおり保護者負担となります。

※給食費について

時間・日割り、月払いの徴収額については返金できませんのでご了承ください。

※全児童を対象に太田市給食費助成事業により、給食費月額4,400円を上限としてOTACOのCoinを太田市より支給します。（引き落とし確認後）

※延長保育の場合は、15分50円をいただきます。



（3）3号認定：0歳児から2歳児クラスの子ども

- ・住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- ・今まで通り、給食費は（主食・副食費）が利用料に含まれます。

（4）職員体制

園 長 名	永澤木の実
-------	-------

職 名	人 数			
園 長	（常 勤）	1 名		
副 園 長	（常 勤）	1 名		
主幹保育教諭	（常 勤）	2 名		
保 育 教 諭	（常 勤）	16 名	（非常勤）	16 名
看 護 師	（常 勤）	1 名		
栄 養 士	（常 勤）	3 名	（非常勤）	名
調 理 師	（常 勤）	2 名	（非常勤 調理員）	1 名

※嘱託医（内科：修秀山田クリニック、歯科：五十嵐歯科医院、薬剤師：アイビー薬局）

※基本的な職員の勤務時間は、8時00分から17:00時までです。

ただし、主幹保育教諭及び保育教諭は、開所時間及び延長保育時間等を通じて、ローテーションにより勤務します。

5. 提供する保育の内容及び費用について

(1) 提供する保育の内容について

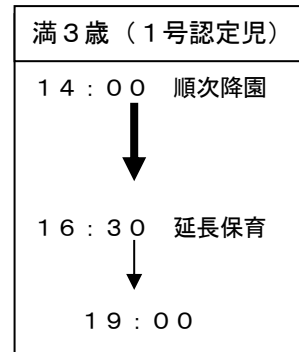
項 目	時 間	内 容
基本の保育	午前 7 時 午前 8 時 30 分 午前 9 時 午前 10 時 午後 12 時 午後 1 時 午後 2 時 午後 3 時 午後 4 時 午後 4 時 30 分 ～	登園開始（保育標準時間） 登園開始（保育短時間） 登園開始（1 号認定児） ↓ 午前クラス別保育開始 （おやつ）…未満児のみ ↓ 給食 （お昼寝） ↓ 午後の保育開始 1 号認定児降園（順次降園・預かり保育開始） ↓ おやつ ↓ 降園（順次降園） ↓ 延長保育開始（1 号・保育短時間児） ↓各クラス延長保育室へ移動
延長保育	午後 6 時 ～ 午後 7 時	延長保育開始（保育標準時間） ↓ 終了
不定期実施		（3 歳児以上） ひらがな・数の練習 楽器の演奏など （3 歳児未満） ことばの練習 トイレトレーニングなど
その他の 保育の提供		テニス教室（2・3・4・5 歳児） 英語あそび（5 歳児） 体育あそび（2・3・4・5 歳児） 音研リズム指導（3・4・5 歳児） 絵画教室（5 歳児） 食育・アレルギー食





0、1、2歳児

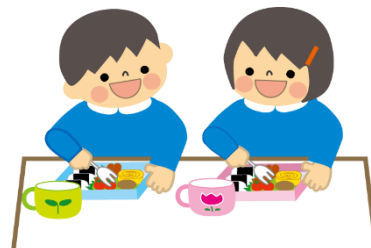
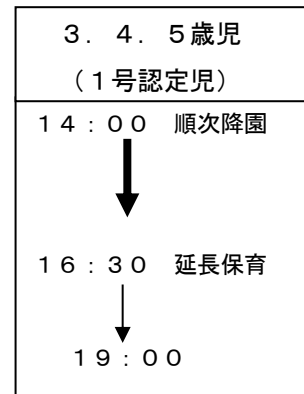
- 7:00 早朝保育
 8:00 登園 健康観察
 9:45 体操 手洗い うがい
 10:00 おあつまり 朝の歌 季節の歌
 朝の挨拶 出欠調べ(月齢により午前睡 15~20分)
 10:15 おやつ 排泄
 10:30 一斉保育
 11:00~11:15 給食準備 手洗い 給食
 11:40~11:55 片付け 排泄
 12:00 紙芝居 絵本 午睡準備
 12:30 午睡
 ↓
 14:30 排泄、手洗い
 15:00 おやつ
 15:30 健康観察
 16:00 降園
 18:00 延長保育
 19:00 終了



※満3歳(1号認定児)とは、
 2歳児クラスで誕生日を迎えた
 翌月から利用できる子どもさんの事です

3、4、5歳児

- 7:00 早朝保育
 8:00 登園 健康観察 自由遊び
 9:45 体操(鉄棒、登り棒、他)
 排泄 手洗い うがい
 10:00 お集まり(挨拶、月日天気、当番確認)
 出欠調べ 季節の歌
 10:20 一斉保育
 11:20 排泄 手洗い
 ↓
 給食準備 給食
 12:30 後片付け 歯磨き 排泄 手洗い
 午睡《午睡のない時期 4,5,9~3月》(ただし、3歳児は4月~8月午睡有)
 12:40 紙芝居・絵本・自由遊び・知育遊び
 14:00 戸外遊び・後片付け
 15:00 おやつ
 15:45 おあつまり・季節の歌
 16:00 降園
 16:30 延長保育開始(1号・保育短時間児)
 18:00 延長保育
 19:00 終了





年間行事予定表



四月	入園式 保護者会総会 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練	五月	春の遠足 子どもの日 母の日 内科検診 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練	六月	時の記念日 虫歯予防デー 父の日 保育参観 歯科検診 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練
七月	七夕 納涼祭 プール開き 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練（地震）	八月	プールによる水遊び プール納め 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練	九月	月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練
十月	秋季大運動会 内科検診 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練	十一月	秋の遠足 文化の日 七五三の祝い 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練（地震）	十二月	お遊戯会 クリスマス会 クリスマス慰問 （介護施設） 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練
一月	もちつき大会 保育参観 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練	二月	節分 卒園観劇（年長児） （エアリアル） 育実こども園人形劇 （「劇団」） 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練	三月	ひなまつり お別れ会 卒園式 卒園記念遠足 （年長児） 月例身長・体重測定 誕生会 避難訓練

(2) 保育料、実費徴収金について

項 目	金 額	備 考
保 育 料	太田市が定めた保育料	住民税により決定します
(延 長 保 育 料)		
保 育 標 準 時 間	50円	15分あたり
保 育 短 時 間	50円	15分あたり
1 号 認 定 児 延 長	50円	15分あたり
1 号 (満 3 歳 以 上 児) 給 食 費 お や つ 代	6,000円 500円	月あたり (お米代900円含む) 月あたり
1 号 認 定 児 預 かり 保 育 料	4,000円	月当たり(14:00～16:30)
2 号 認 定 児 (3 歳 以 上 児) 給 食 費	6,500円	月あたり (お米代900円・おやつ代含む)
(実 費 徴 収 分)		
保 護 者 会 活 動 費	1,000円	四半期
絵 本 代	500円前後	年齢により異なる
粘 土 セ ッ ト 代	2,320円	
写 真 代	70円	
お 道 具 箱	1,100円	
園 児 服	冬 服---5,540円 夏 服---3,760円 スモック---2,850円	価格変更の場合有り
カ ラ ー 帽 子	1400円	
遠 足 行 事 等 費	実 費	

※延長料金については、従来通りとするが、太田市保育連絡協議会動向により改訂する場合があります。

- ① 実費徴収分は、毎月10日エンパイにて請求書を送らせて頂きますので、一週間以内にお支払いの手続きをお願い致します。なお、集金袋にて集金したものについては、集金袋領収にて領収書に替えさせていただきます。
- ② 臨時で徴収するお金が発生した場合は、事前に通知いたします。
- ③ 保育料・実費徴収分が3か月以上未納の場合は、退園措置となる場合があります。ご家庭の事情等で納入が厳しい場合は、ご相談ください。
 なお、保育料については、口座振替を原則としますが、ご家庭等の事情等により口座振替納入が厳しい場合はご相談ください。口座振替の領収については、通帳への記帳を持って領収書に替えさせていただきます。
- ④ 太田市保育園等利用児童おむつ給付事業により、希望者の0歳児～2歳児園児に、おむつ・おしりふきの提供をさせていただきます。

(3) 障害児の受け入れ体制について

障害をお持ちの園児を受け入れる場合は、入園前に、障害の様子について保護者の方と話し合いを持たせていただいたうえで、保育の方法を決めさせていただきます。療育手帳や障害手帳がある場合は、必ずご提示ください。また、医師等の専門家の診断書等により、保育の方法を確認させていただきます。

なお、事前に伺った障害の状態と、実際の園児の状態が著しく違う(障害が重度化している)時は、当園の保育教諭・保育体制では対応できない場合があります。その場合は、入園をお断りすることがあります。

(4)入園時の提出書類

入園時には、以下の書類を提出していただきます。

- ① 当園所定の保育台帳（当園にて作成）
（重要事項説明書・無償化に伴う重要事項説明書・利用契約書
個人情報利用同意書）
- ② 家庭調査票
- ③ アレルギー疾患生活管理指導表
- ④ スポーツ保険同意書



4 職員の禁止行為

本園の職員は、次の行為は行いません。

- ① 在園児への虐待、暴力行為
- ② 医師からの指示・保護者の同意を得ていない、医療行為
- ③ 特定の在園児への特別扱い（身体に障害がある等の理由がある場合を除く）
- ④ 職員の施設内での飲酒、喫煙
- ⑤ 在園児又は保護者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

また、園児の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	（職名） 園 長 （氏名） 永澤木の実
-------------	------------------------

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 在園児及びその保護者に関する秘密の保持について	ア 当園は、在園児の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 当園及び職員は、保育を行う上で知り得た在園児及びその保護者の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、卒園後においても継続します。 エ 当園は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 当園は、在園児の保護者から予め文書で同意を得ない限り、在園児の個人情報を用いません。また、在園児の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、在園児の保護者の個人情報を用いません。 イ 当園は、在園児及びその保護者に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 当園が管理する保育記録については、在園児の保護者の求めに応じて当該児童に関する内容を開示することとします。ただし、他児童に係わる事項については、非開示となります。

7. 相談窓口について

当園への相談・苦情等の受付	相談担当者氏名	主幹保育教諭 岡 優子
	電話番号	0276-25-1570
	受付曜日及び受付時間	月～金、～午後5時

※ 直接受け付ける以外にも、投書箱（苦情受付箱）を事務室前に設置しています。
お話し難い場合や匿名でのご相談の場合は、ご利用ください。

園以外の相談・苦情等の窓口	第三者委員	正田悦雄・小池淑雄
	群馬県子育て支援課	027-226-2626
	太田市こども課	0276-47-1943

8. 要望・苦情解決方法

- (1) 要望・苦情は、直接、電話、書面などにより苦情担当者が随時うけつけています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。
- (2) 要望・苦情受付の報告、確認苦情受付担当者が苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対し、報告を受けた旨を通知します。
- (3) 要望・苦情解決のための話し合い、苦情受付担当者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます、その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や、改善事項等の確認
- (4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介
育実こども園で解決できない苦情は、群馬県社会福祉協議会に設置された、運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。

〒371-8525

前橋市新前橋町 13-12

群馬県社会福祉総合センター

群馬県社会福祉協議会 Tel027-255-6600



9. 緊急時の対応について

保育中に、在園児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに提携医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応及び賠償について

保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

なお、当園は、下記の賠償責任保険に加入しています。

(1) 園児

保険会社名	三井住友海上
保険名	保育園傷害保険・生産物
補償の概要	保育中の事故、遠足・運動会時の事故など

(2) 保護者会活動 東京海上日動（運動会等保護者会活動時の事故）

11. 非常災害対策について

火災や大規模な地震などの非常災害の場合、別途定められた避難マニュアルに従い、迅速に園児を避難させます。市指定の避難場所は、駒形・毛里田小学校・城東中学校の校庭及び毛里田・葦川行政センターとなります。



12. 保育の記録について

(1) 保育の実施ごとに、実施日、内容等を記録し、保管するとともに、保護者への開示（連絡帳等）を行うことで、確認を受けることとします。

(2) 記録は、卒（退）園後、5年間保存します。

(3) 保護者は、個人情報等を除いて、保存される保育記録の閲覧を請求することができます。

13. 契約解除（退園）について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除（退園）となる場合がありますので、ご注意ください。また、下記の（1）～（3）の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- (1) 保育に欠ける要件がなくなった場合や、求職中の保護者で、指定の期日（入園後 90 日以内）までに認定の要件を満たさない方。
- (2) 正当な理由がなく、保育料が 3 か月以上未納の場合。
- (3) 正当な理由なく、1 か月以上こども園を無断にて休んだ場合。
- (4) 保護者が当園の施設及び、当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合。
- (5) その他、前号（4）以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合。

14..園提出様式（１－１）重要事項説明

「太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年太田市条例第 32 号）」に定める第 2 章「運営に関する基準」の規定に基づき、保護者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	-------------------------

施設	所在地	太田市富若町 5 3 0 番地 1
	法人名	社会福祉法人 晃栄会
	代表者名	代表 永澤敏正 ㊞
	施設名	幼保連携型認定こども園 育実こども園
	説明者氏名	園長 永澤木の実 ㊞

こども園から上記内容の説明を受け、同意しました。

保護者	住所	
	氏名	㊞
園児名	氏名	

（※代理で説明を受けた場合に記入）

代理人	住所	
	氏名	㊞

(1-2) 教育・保育の無償化に伴う説明

教育・保育の無償化に伴う説明を、保護者に行いました。

教育・保育の無償化に伴う説明年月日	令和 年 月 日
-------------------	-------------------------

施設	所在地	太田市富若町530番地1
	法人名	社会福祉法人 晃栄会
	代表者名	代表 永澤敏正 ㊞
	施設名	幼保連携型認定こども園 育実こども園
	説明者氏名	園長 永澤木の実 ㊞

こども園から上記内容の説明を受け、同意しました。

保護者	住所	
	氏名	㊞
園児名	氏名	

(※代理で説明を受けた場合に記入)

代理人	住所	
	氏名	㊞

(2) 利用契約書

育実こども園 利用契約書

育実こども園（以下「当該施設」という。）と支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 当該施設は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、当該施設が説明した「運営規程」及びその他の「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 3 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日（卒園予定日）までとする。
- 4 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当該施設と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（当該施設）

（※自署又は記名押印）

事業者（名称）・代表者※（氏名）： 社会福祉法人 晃栄会

施設（名称）： 幼保連携型認定こども園 育実こども園

施設（所在地）： 太田市富若町530番地1

園長・管理者（氏名）： 園長 永澤木の実 ㊞

（保護者等）

（※自署又は記名押印）

支給認定保護者※（氏名）： _____ ㊞

支給認定子ども（氏名）： _____

住所： _____

2.こども園とは

こども園からのお願い

こども園とは、お母さんが仕事に従事したり、病気等のために、家庭で保育が出来ない家庭に代わって保育します。

こども園は、養育及び教育であり、子どもの内にあるものを引き出すための施設です。

育実こども園は、教養と教育が一体となった豊かな人間形成の場として、家庭保育の延長と考え、情緒豊かな乳幼児の育成に努めております。



0歳から就学前までの子どもが、規則正しいプログラムの中で、友達と一緒に遊んだり学んだりする保育を目標に、丈夫な体や自立心、思いやり、協調性を身に付ける、子どもたちの『育ち合い』の場です。

【緊急連絡】

乳幼児の事です、いつどんな急変があるかわかりません。自宅・携帯電話以外の連絡先を必ず届けておいてください。また、緊急連絡先が変わる場合もその都度お知らせください。

お迎えに来る人が変わる時は必ず連絡をください。連絡のない場合は確認の連絡を取らせていただきます。連絡が取れない場合はお渡しできません。

【育実こども園メール連絡網】

本園では、緊急時に「育実こども園メール連絡網」を利用して一斉メール配信を行います。園から配信する情報は、行事変更時、警報発表時、災害時、不審者情報時、緊急時等に連絡します。

【防犯カメラ】

育実こども園では園児たちの防犯のため防犯カメラ（園庭、正面玄関、保育室、遊戯室、駐車場等）を設置し安全に努めています。

【保育料・給食費】

保育料・給食費納入は口座振込みです

27日が引き落とし日です。25日までに入金してください。

【集金について】

写真・絵本代、延長保育金等の雑費の集金は、エンペイにてお願い致します。



【変更届】

- ・転居・婚姻・離婚・養子縁組・世帯変更などの生活に変化が生じた場合
「変更届」を提出してください。
- ・退園、転園する場合…前の月の20日までにこども園に退園届けを提出して下さい。籍
がある場合は保育料を頂くことになりますので、ご了承下さい。
(退所届の用紙はこども園にあります。)

【各種書類について】

- ・仕事が変わった場合には「就労証明」が必要になります。
それに伴い、(短時間・標準時間)を変更したい場合は、
「教育・保育給付認定変更申請書」が必要となります。



変更後の認定事由	必要な添付書類
1号	必要なし
就労	就労証明(1号から2号へ変更の場合、父・母1通ずつ)
妊娠・出産	妊婦一般健康診査受診の写し・受診票が無い場合は、母子手帳のコピー(出産予定日のわかるもの)
求職活動中	申立書・求職カードのコピー
育児休業	就労証明(育児休業期間の記載のあるもの)

※1号認定の入園月の前月15日までにこども園に提出してください。

※2・3号認定児〔教育・保育給付認定変更申請〕について

- ・**変更月の前日20日までに**教育・保育給付認定変更申請書と、その変更に係る添付書類ご提出をお願いいたします。

詳細については「太田市保育施設入園のご案内」をご覧ください

【給食】

こども園では、園児の健康と発育に必要なカロリーを計算して給食を行っております。おやつは添加物の少ない手作りを基本にしております。

アレルギーのある園児に対しては、その園児に対応した食事を提供しています。

※全児童…完全給食

【地域とのつながり】

- ・世代間・異年齢交流事業に取り組んでおります。
- ・地域ボランティアとの交流
- ・納涼祭・運動会・クリスマス会・餅つき会等
- ・実習生の受け入れ
保育実習・保育教諭のサポート・行事等の手伝い



3. 入園、登園に関する注意事項

【入園前】

- ・ 病気のある子どもさんは、よく治療をしておいて下さい。
- ・ 早寝、早起きの習慣をつけましょう。

【入園後】

(服装について)

- ・ 衣類、持ち物には必ず名前(ひらがな)を書いて下さい。
3歳以上児については、ハンカチ・ティッシュを毎日持たせて下さい。
- ・ 自分で脱ぎ着しやすい衣服(特にズボン、パンツは排泄が1人でしやすい簡単なもの、つりズボン等はさけてください。
- ・ ボタンが取れなかったり、パンツのゴムのゆるんだものは、縫って下さい。
- ・ 衣類は常に清潔なものを着用させてください。
- ・ 靴は一人で脱ぎやすく、履きやすいもの、運動のしやすい履物にして下さい。

(ひも靴不可)

【登園・降園について】

- ・ 登園する前に必ず排便の習慣をつけましょう。
- ・ こども園には、規定のもの以外(玩具・食べ物・アクセサリ等)は一切持たせないで下さい。
- ・ 登園の際、子どもの健康状態をよく観察し、病気と気づいたら、休ませて医師の診断を受けましょう。
- ・ 朝食は必ず食べてから登園させて下さい。
- ・ 朝、子どもをこども園に送ってきたら、保育教諭に託して、直ぐ帰るようにして下さい。
- ・ 入園後しばらくすると登園を嫌がる場合がありますが、病気でない限り登園させて下さい。その時期を過ぎると喜んで登園するようになります。

【家庭との連絡について】

- ・ 欠席する場合は、遅くとも 9時まで には連絡するようお願いいたします。
- ・ 伝染病疾患その他の事故にあった時には、直ちにこども園に連絡下さい。
- ・ こども園から家庭に連絡する場合、必ず印刷物等をおたより帳に入れて渡しますので、読み落としのないよう毎日、カバン・おたより帳の中を確認して下さい。
- ・ 子どものことで、こども園で何かあった場合は、すぐに連絡をお願いいたします。家庭で変化のあった時もこども園に連絡を取り、常にこども園と家庭が密接であるよう心がけて下さい。
- ・ 保護者以外の方が送迎する場合は、事前に連絡ください。

◎ 保護者の休日の家庭保育について

- ※ 毎日、頑張って働いている保護者の方と同様に子どもたちも、こども園で頑張っています。こども園も、子どもたちの心の声にいつも耳を傾けスキンシップを大切にしていますが、ご家族の代わりになることは出来ません。お仕事のお休みの時などは、是非、親子の触れ合いを密にさせていただき、心の栄養を補給して下さい。子ども達の健やかな成長には不可欠の触れ合いです。特別な事情がない時は、家庭保育をお願いいたします。

◎ 予防接種について

- ①BCG・四種混合・MR 等の集団接種やインフルエンザのような個々に摂取するものについては、降園後に接種して下さい。
- ②接種後、副反応（発熱。発疹等）が起こる場合がありますので、接種後はできるだけご自宅で安静に過ごして下さい。

◎ そ の 他

- ※ 入園当初は疲れて帰りますので出来るだけ保護者の方と接し、静かに休息をさせて下さい。
- ※ 保育中、特に熱の高い時(37.5 度以上)、咳のひどい時等、症状の烈しい時は家庭へ連絡し対処いたします。
- ※ 伝染病等にかかった時には、全快し、医師の許可を得てから登園させて下さい。登園基準は P37～一覧表で確認して下さい。
- ※ 「ちょっとの間だから」と、鍵をかけずに車から離れることはやめましょう。盗難が各園で頻繁におこっております。エンジンも必ず止めましょう。
- ※ プライバシーを守るために、保護者の住所は公表しておりません。ご家族以外の方でお子さんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには、応じないようにしておりますので、ご親戚の方、親しい方に伝えておいて下さい。



◎ 傷害保険について

- ※ 日本スポーツ振興センタ「災害共済給付制度」に加盟しています。
(掛け金園負担)
- ※ 傷害保険 (掛け金園負担)
(保険加入の説明)
育実こども園では、在園する園児の不慮の災害に備えて、上記、日本体育・学校健康センターと災害契約を結んでおります。
園の管理下において、園児等が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度です、費用事項記入して提出して下さい。

4.『こども園とくすり』について



1. お子様のくすりは、本来保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止む得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側と話し合いのうえこども園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「投薬願」に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育教諭に手渡しいただきます。
2. 薬はお子さんを診察された医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りします。
3. 保護者の個人的な判断で持参した薬は、こども園としては対応出来ません
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な「投薬指示書」を添付して下さい。なお、使用に当たっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承下さい。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「熱がでたら飲ませる」「咳が出たら…」「発作がおきたら…」というように病状を判断して与えなければならない場合は、こども園としては判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承下さい。
7. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
8. 持参する薬について
 - ①医師が処方した薬は必ず「投薬願」を添付して下さい。
なお、「薬剤情報提供者」がある場合は、それも添付して下さい。
 - ②使用する薬は一回ずつにわけて、当日分のみご用意下さい。
 - ③袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。
9. 主治医の診察を受けたときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時までこども園に在園していることと、こども園では原則として薬が使用できないことをお伝え 相談してください。
10. 投薬願は当日の朝、園で書いて印を押して下さい。

【育実こども園 園医】

修秀山田クリニック	0276-40-2121（内科・外科等）
五十嵐歯科	0276-31-9616（歯科）
アイビー薬局	0276-22-8088（薬剤師）



5.育実こども園の特別保育



(1) 早朝・延長保育事業

早朝・延長保育を希望の保護者は必ずこども園に申し出下さい。

当園では早朝・延長保育を実施しております。

早長保育は午前7時00分よりお預かりいたします。

延長保育は午後16時00分以降の時間帯でお預かりいたします。

なお、午後18時00分以降午後19時00分までの延長保育については、
15分ごとに50円の延長保育料を頂きます。(お支払いは毎月エンペイにて請求)

(2) 障害児保育事業

身体に障害のあるお子さんをお預かりいたします。

(3) 地域交流活動

地域の老人会との交流 ・ 納涼祭・運動会・クリスマス会・餅つき等
低学年児童・異年齢児童との交流（毛里田・駒形・荳川・北の杜学園等）
ミッシュラン(株)フランス人学校（小中学校）のマロニエ学園との交流

(4) 乳児保育促進事業

0歳児よりお預かりいたします。(産休明けから)



(5) 病児保育事業（体調不良児対応）

当園に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良
となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な
対応を必要とする園児。

(5) 一時預かり保育

一時預かりとは、保護者の方が、仕事、その他の事情で、昼間子どもを見られない状況にある場合、原則、週3日、月14日をこども園に預けることができます。(ただし、これ以外の預かり期間については、別途、こども園に相談願います。)

※生後7か月よりお預かりいたします

※1日の保育時間は、午後8時30分～16時30分となります。

(注：4時間単位の預かりとなります。)

(利用料)・1人当たりの利用料(円)

利用料区分		利用料	
		4時間以内	4時間超
太田市内在住 児童	3歳未満児	1,250円	2,500円
	3歳以上児	給食無し900円 給食有り950円	給食無し1,800円 給食有り1,850円
太田市外在住 児童	3歳未満児	1,750円	3,500円
	3歳以上児	給食無し1,400円 給食有り1,450円	給食無し2,800円 給食有り2,850円

※なお、事前に「施設等利用給付認定」(認定通知書)を受けた児童については、利用料領収書により太田市より利用料が支払われます。(無償となります)

※1 市内保育園に入所の園児はお預かりできません。

※2 幼稚園に入所の園児はお預かりいたします。

※3 提供証明書に記入する費用(保護者が市役所へ申請料金)

※4 主食代金 70円/1日となります。

一時預かり利用時用意していただく物

- ・昼寝ふとん (長さふとん 120×65cm 位の大きさ)
- ・毛布・タオルケット等
- ・オムツ (5～10枚くらい) ・おしり拭き
- ・着がえ・下着・靴下等(2組ずつ)袋に入れて下さい
- ・スタイ・・・ (3枚) ・食事等エプロン<0.1.2歳児>
- ・口拭きタオル ・上履き<2歳児～>
- ・ビニール袋(2枚)スーパーの袋で可
- ・コップ・マグ・哺乳瓶<月齢に応じて>

※ かばん(トートバック)に入れて登園してください。

※ すべての持ち物、衣類には必ず名前を書いて下さい。



6.こども園への要望・苦情解決について

社会福祉法第82条により、育実こども園では保護者からの要望・苦情等に適切に対応する体制を整えてあります。

育実こども園における要望・苦情解決責任者、要望・苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることにいたします。

(1) 要望・苦情解決方法

- ・要望・苦情は、直接、電話、書面などにより苦情担当者が随時受付しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。
- ・要望・苦情受付の報告、確認苦情受付担当者が苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。
第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対し、報告を受けた旨を通知します。
- ・要望・苦情解決のための話し合い、苦情受付担当者は苦情申出人と誠意持って話し合い、解決に努めます、その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や、改善事項等の確認
- ・都道府県「運営適正化委員会」の紹介
育実こども園で解決できない苦情は、群馬県社会福祉協議会に設置された、運営適正化委員会に申し立てることが出来ます。

〒371-8525

前橋市新前橋町 13-12

群馬県社会福祉総合センター

群馬県社会福祉協議会

Tel.027-255-6600

7 <園歌>

育実こども園園歌

作詞・作曲 浜田 武哲

おはよう風さん
ラランランランラン
よい子が小鳥とうたいます
ツンツンつくしの子のように
すくすく伸びます元気よく
あかるい育実こども園

おひさまにここに
ラランランランラン
お花もきれいに咲いてます
ブンブンミツバチとぶように
仲よくあそぼう輪になって
たのしい育実こども園

大きな空から
ラランランランラン
雲さんやさしく見えています
ニンニン園庭^{にわ}からお部屋まで
えがおがいっぱいあふれてる
みんなの育実こども園





社会福祉法人 晃栄会
幼保連携型認定こども園
育実こども園

住所 373-0023 太田市富若町 530-1

電話番号 0276-25-1570

FAX 0276-52-8775

Eメール ikumi@ba.wakwak.com

URL <http://park3.wakwak.com/~ikumi>

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/ikumi99-193>

保護者 様

インフルエンザによる出席停止の通知書

育実こども園
園長 永澤木の実

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、こども園へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治療証明書の提出が必要となります。）

.....

保護者が記入

園長 様

インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。

3 登園再開日：令和 年 月 日

（登園再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準

1 発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。

⇒ 発症日： 月 日

2 解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。

⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印

保護者 様

新型コロナウイルス感染症罹患後の療養報告について

育実こども園
園長 永澤木の实

お子さんは、新型コロナウイルス感染症のため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いします。新型コロナウイルス感染症の登園のめやすは下記のとおりです。

＜新型コロナウイルス感染症の登園のめやす＞

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過していること。

回復後、登園再開にあたっては、保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の登園のめやすを満たす必要があります。

※以下保護者記入

施設長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

組 氏名

1 受 診 (自己検査の場合は 記入不要)	(1) 診 断 日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	

2 療 養	(1) 発 症 日 (※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日 (※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日
	(3) 登園再開日 (※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登園のめやすは、発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の登園のめやすを満たすこと。
(インフルエンザの登園のめやす：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。)

令和 年 月 日 保護者氏名

(5) 感染症の出席基準一覧表（参考）

	病 名	登園基準	必要書類	備 考
1	インフルエンザ	発症後最低5日間かつ解熱をし後3日を経過するまで	登園届	
2	百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好となるまで	治癒証明書	
3	麻疹（はしか）	解熱をし後3日を経過するまで	治癒証明書	
4	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで	治癒証明書	
5	ポリオ（小児麻痺）	急性期の主要症状が消まで	治癒証明書	
6	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺炎の腫れが消失するまで	治癒証明書	
7	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	治癒証明書	
8	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	治癒証明書	
9	流行性結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失するまで	治癒証明書	
10	急性出血性結膜炎	治癒するまで	治癒証明書	
11	ヘルパンギーナ	主治医が登園して差し支えないと認めたとき、解熱後1日以上経過	登園届	
12	手足口病	主治医が登園して差し支えないと認めたとき、解熱後1日以上経過	登園届	
13	溶連菌感染症	有効治療をはじめてから2～3日たって	登園届	
14	乳児嘔吐下痢症（ロタウイルス等）	おもな症状が消え主治医が登園して差し支えないと認めたとき、普段食事ができる	登園届	
15	感染症胃腸炎（SRSV）	おもな症状が消え主治医が登園して差し支えないと認めたとき、普段の食事ができる	登園届	
16	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと	登園届	
17	マイコプラズマ肺炎	おもな症状が消え主治医が登園して差し支えないと認めたとき、咳が収まっていること	登園届	
18	突発性発疹	おもな症状が消え主治医が登園して差し支えないと認めたとき（解熱後1日以上）	登園届	
19	帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで	登園届	
20	ヘルペス性歯肉口内炎（単純ヘルペス性感染症）	おもな症状が消え主治医が登園して差し支えないと認めたとき、発熱・よだれが止まる	登園届	
21	とびひ（伝染性膿か疹・皮膚化膿症）	他人への感染の恐れがないと医師が認めたとき（皮疹が乾燥）	登園届	
22	腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等の大腸菌）	菌が消失し、主治医の許可後	治癒証明書	
23	伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹が出たころは感染力は消失	登園届	
24	伝染性軟属腫（ミズイボ）	主治医が登園して差し支えないと認めたとき（掻きこわし傷から滲み液がでていない）	登園届	
25	しらみ	駆除を開始していること	登園届	